

須賀川市水防計画の改正について

1 主な改正点

(1) 市行政組織規則との整合性を図る

【第2章-第2節-1 本部組織編制】

【第6章-第1節-2 庁内水防用連絡表】

令和5年4月の組織改編を踏まえた修正。

ア 「市民協働推進部」の新設。同部内に「市民協働推進課」を新設するとともに、市民交流センター、各コミュニティセンター等を同課所管とし、同部内へ「生涯学習スポーツ課」及び所管施設を編入。

イ 企画政策部に「情報政策課」を新設。

(2) 福島県水防計画、阿武隈川上流重要水防計画書、水防法の改正に伴う整理

ア 重要水防箇所の更新

(第3章-1、2)

イ 水防倉庫の資機材備蓄基準の修正

(第4章-第1節-2)

ウ 公用負担権限証明書、公用負担命令票の文言修正

(第4章-第5節-2-(1)、(2))

エ 各観測所情報を更新

(第5章-第1節、第2節)

(第7章-第1節-1)

オ 通報と伝達系統図の更新

(第6章-第2節-2)

(3) その他

ア 水防倉庫資機材一覧の更新

イ 水中ポンプ及び機材一覧の更新

ウ 水防団員数の更新

エ 要配慮者利用施設の更新

オ その他文言の修正